

関西SDGsプラットフォーム
ローカルSDGs・脱炭素分科会
～自治体や企業等との共創による、まち・地域の活性化を目指して～ 会則

(名称)

第1条 本会は「ローカルSDGs・脱炭素分科会 ～自治体や企業等との共創による、まち・地域の活性化を目指して～（通称：ローカルSDGs・脱炭素分科会）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、ローカルSDGsを実践する人たちのエコシステム（生態系）の形成と発展の仕組み化を通じて、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや公益性のある事業（ローカルSDGs事業）を継続的に生み育て、併せて脱炭素の要素も加えた地域の未来像を共有、実践していくことで、もって関西の活性化に資することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) ローカルSDGs・脱炭素の実践に役立つ情報発信、普及啓発
- (2) 第2条の目的に賛同いただける自治体、企業、大学等教育機関、地域金融機関その他団体等（以下「共創パートナー」という。）相互の共創活動促進
- (3) 地域活性化のための人材育成
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

(事務局)

第4条 本会の事務局は、環境省近畿地方環境事務所環境対策課内に置く。

(構成・会員等)

第5条 本会は、共創パートナーで構成する。

- 2 関西SDGsプラットフォームに加入の上、事務局が指定する方法により届け出ること
で本会の会員となることができる。
- 3 会員は、前項の届出事項に変更がある場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。
- 4 会員は、書面（任意様式）により事務局に届け出ることによって退会することができる。
- 5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) 本会則に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は活動を停止したとき
 - (3) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(入会金及び年会費)

第6条 本会の入会金及び年会費は無料とする。

(禁止事項)

第7条 本会活動内で、以下の活動を禁止する。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的目的を有する活動
- (3) 政治目的を有する活動
- (4) 公の秩序及び善良な風俗を乱す活動
- (5) その他、社会的妥当性を欠くなど事務局が不適切と判断する活動

(暴力団員等の排除)

第8条 会員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和5年2月1日から施行する。